

学校教育活動等における熱中症事故防止に向けた対応について

平素は、保護者の皆さまにおかれましては、本市の教育行政に対し格別のご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

つきましては、学校教育活動等における熱中症事故防止について、下記の通り対応いたします。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 『熱中症特別警戒アラート』発表時の対応（令和6年度より）

(1) 授業日・登園日の場合

⇒ 「休校・休園とする」

(2) 夏季休業日及び週休日の場合

⇒ 「部活動は中止とする」「各種行事等は中止・延期とする」

※県内全ての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上になると予想される場合に、環境省より熱中症特別警戒アラートが発表（前日の14時頃）されます。



熱中症予防情報サイト

2 「熱中症警戒アラート」発表時の対応（令和6年度より）

⇒ 「学校・園が活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を検討する」

※県内いずれかの観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が33以上になると予想される場合に、環境省より熱中症警戒アラートが発表（前日の17時頃と当日の5時頃）されます。

※各種行事等、実施の判断や内容変更、中止や延期等について、必要に応じて各学校・園より児童生徒、園児、保護者の皆様に学校配信メール等により連絡をします。

3 暑さ指数（WBGT）に基づいた対応（既通知済）

(1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上の場合

⇒ 「運動は中止する」

(2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28以上31未満の場合

⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」

(3) 部活動における各種大会への参加

⇒ 「大会主催者の指示に従う」